

受給者証を更新します

母子・父子家庭の
福祉医療費を受給
している資格者へ



受給者証は大切に扱きましょう

母子・父子家庭の「福祉医療費受給資格者証」の有効期限は、七月三十一日 までです。八月一日 からは、七月下旬に郵送する新しい受給者証を使用して

ください。有効期間は来年七月三十一日 までです。
受給者証は大切に
受給者証は、次の四点に注意し、大切に取扱いしてください。
古い受給者証は、八月一日以降各世帯で責任をもって処分する。医療機関で受診するときは、医療保険証とともに受給者証も必ず窓口へ提示する。提示しないと自己負担分を支払わなくてはなりません。住所、氏名、加入している医療保険などに変更があったときは、十四日以内に届け出る。ほかの市町村へ転出するときは、市役所国保年金課または城南・大胡・宮城・粕

川支所へ受給者証を返却する。
なお、乳幼児、重度心身障害者、高齢重度障害者などの福祉医療費受給資格者証の更新はありません。受給者証に記載された有効期限まで使用できます。
該当者は手続きを
次のいずれかに該当する人は、福祉医療が適用されますので、市役所国保年金課または城南・大胡・宮城・粕川支所で手続きをしてください。
乳幼児
満六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの子。
重度心身障害者
国民年金法施行令別表一級の

障害者、身体障害者手帳一級・二級の障害者など。
母子・父子家庭など
母子・父子家庭の母または父と十八歳未満の子（満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで）、両親のいない十八歳未満の子、ただし、所得税非課税者に限ります。
高齢重度障害者
老人保健法第二十五条第一項の規定による医療を受ける人で、国民年金法施行令別表一級の障害者、身体障害者手帳一級・二級の障害者など。
…問い合わせは国保年金課 890 6253へ。

区分	対象	納付方法	納期
特別徴収	老齢・退職年金を年額18万円以上受給している人	年金から天引き	4月、6月、8月、10月、12月、2月の偶数月
普通徴収	上記以外の人。老齢・退職年金が年額18万円未満の人。老齢・退職年金を受給していない人（遺族・障害年金受給者など）が個人で65歳になった人や転入した人	納付書または口座振替で個別に納付	7月から翌年2月までの毎月
併用徴収	特別徴収の人が市民税の変更などによって保険料が増額になった場合、差額分を納付書（普通徴収）で納める方法を併用することがあります。詳しくは、介護高齢福祉課へお問い合わせください。		

介護保険料の納め方（65歳以上）
保険料の納付は三つの方法に分かれます（表2のとおり）。
特別徴収（年金から天引き）
普通徴収（個別納付）
併用徴収（特別徴収と普通徴収の併用）。
特別徴収（年金天引き）
通知書には本年度の保険料額

と来年度の仮徴収額を記載しています。仮徴収は来年二月分と同額を、来年四月・六月・八月の各月ごとに年金から天引きします。
普通徴収（個別納付）
納期は来年二月までです。なお、普通徴収の人は口座振替が便利です。通帳と届け出印を用意し、介護保険料口座振替依頼書で金融機関などへ直接申し込んでください。振り替えは申し込んだ月の翌月分からです。
保険料を納めない
一定期間保険料を納めないとサービスの利用費を全額負担することになります。さらに納めない期間が長くなると、保険給

付の支払いが差し止められます。
連帯納付義務
保険料を普通徴収で納めるときは、本人のほか、世帯主や配偶者も連帯して納める義務があります。
保険料の減免
災害など特別の事情がある人は、保険料の減免を受けられます。申請書とその理由を証明する書類が必要です。
第二号被保険者（40歳～64歳）の保険料
加入している医療保険の保険料一括して納めます。保険料



総合福祉会館では機能訓練も